

第33期 第4回 小田原市図書館協議会 概要

- 1 日時 令和元年5月31日（金）14時から16時まで
- 2 場所 小田原市立かもめ図書館2階 研修室
- 3 出席者 野口委員長、益田副委員長、馬見塚委員、大塚委員、北河委員、佐々木委員、池田委員、遠藤文化部副部長、古矢図書館長、野村副館長、一寸木副館長、内田副館長、服部サービス係長、遠藤サービス係長
- 4 傍聴者 4人
- 5 次第
 - (1) 委嘱状交付
 - (2) 報告事項
 - ア 図書館行事の結果について（3月～5月） 【資料1】
 - イ 図書館行事の予定について（6月～8月） 【資料2】
 - ウ 「利用者の声」について 【資料3】
 - (3) 協議事項
 - ア 小田原文学館条例の一部を改正する条例（案）について 【資料4】
 - イ 小田原駅東口図書館等の指定管理者の募集について 【資料5-1 資料5-2 資料5-3】
 - (4) その他
- 6 概要

遠藤副部長から北河文子委員に委嘱状を交付し、図書館協議会委員、事務局職員の自己紹介を行った後、議事に入った。

報告事項（ア～ウ）については、事務局からの説明を省略し、一括して質疑を行った。

(2) 報告事項

- ア 図書館行事の結果について（3月～5月）【資料1】
- イ 図書館行事の予定について（6月～8月）【資料2】
- ウ 「利用者の声」について 【資料3】

馬見塚委員 利用者から「全体的に暗いので明るくしてほしい」との意見があるが、図書館の照度は最低基準を満たしているのか。

一寸木副館長 図書館の照度を簡易照度計で測定したところ、概ね照度基準を満たしているが、午後6時以降の時間帯や場所によっては基準を満たしていない箇所がある。図書館では順次LED照明への切替やレイアウト変更などで対応してまいりたいと考えている。

図書館長 JISの照度基準では学校図書館の照度が500ルクスと定められており、公共図書館でも準用することになるが、照明器具の交換には多額の経費を要することから、かもめ図書館の改修にあわせて計画的に進めてまいりたい。

馬見塚委員 図書館は明るければよいものでないと感じている。本を読む場所は明るさが必要であるが、図書館を憩いの場として利用される方には明る過ぎると落ち着かないこともあると思うので、メリハリをつけていけばよいと思う。

野口委員長 図書館としては照度を明るくしようとする方向であるのか。

図書館長 本の背表紙に照明の光が当たるように基本的なことを考えていきたい。

佐々木委員 図書館行事の予定であるが、1日図書館員の行事内容を伺いたい。

図書館長 夏休みに小学生を対象に図書館内部の見学やカウンターでの図書の貸出などを通じて図書館業務を理解してもらふ事業である。また、自分の誕生日の新聞を探してもらふことなども体験してもらふこともある。

益田副委員長 今年の調べる学習チャレンジ講座の内容を伺いたい。

遠藤サービス係長 調べる学習チャレンジ講座は内容を検討しているところであるが、図書館ネットワークシステムの更新を控えているので早め実施する予定であり、例年どおり小学1、2年生と3年生以上に分けて2回程度行うことを考えている。

佐々木委員 調べる学習チャレンジ講座を受講した小学生しか応募できないのか。

図書館長 チャレンジ講座を受講しなくても応募できるが、受講した小学生は作品を提出してくれる状況である。

野口委員長 今年も、小学校単位での応募があることを期待したい。

馬見塚委員 「利用者の声」であるが、延滞者への督促が7日以上延滞とあるが、予約者の立場からすると少し長い気がする。

図書館長 他の図書施設に返却された場合に搬送や休館日などの影響で返却までに2、3日かかることもあるので督促には神経を使うところである。

池田委員 他の公共図書館では、事情があったが、2週間で督促を受けたことがある。7日はゆっくりしたペースでないと思う。

益田副委員長 予約されている本の督促は7日とのことであるが、予約のない本の督促はどのくらいの期間で行っているのか。

図書館長 予約されてない本は1か月で督促している。

(3) 協議事項

ア 小田原文学館条例の一部を改正する条例(案)について【資料4】

事務局から資料4に基づいて説明した後、質疑応答を行った。

佐々木委員 減額後の小田原文学館の観覧料を伺いたい。

一寸木副館長 図書館内で検討しているところであるが、小田原文学館本館を休館した場合の白秋童謡館の観覧料は一般の方は100円、小・中学生は40円程度を考えている。

また、白秋童謡館を休館した場合の小田原文学館本館の観覧料は一般の方は180円、小・中学生は70円程度と考えている。

図書館長 小田原文学館は国登録の有形文化財で歴史的な建造物である。建物の保存と公開のバランスを図りながら小田原の文学的な風土を伝える施設である。6月末から特別展も開催されるので、この機会に観覧いただきたい。

野口委員長 小田原文学館の観覧料はどのような場合に免除されるのか。

図書館長 大学の先生が調査研究のために観覧される場合や行政視察などの場合に免除している。免除は特定の申請書を提出してもらい、免除を決定する手続きが必要である。

イ 小田原駅東口図書館等の指定管理者の募集について【資料5-1 資料5-2 資料5-3】

事務局から資料5-1、5-2、5-3に基づいて説明を行い、休憩後に質疑応答を行った。

佐々木委員 指定期間の始期と終期が空欄となっているが、東口図書館の開館日は決まっているのか。

内田副館長 建物の引渡時期は近々公表できる段階であるとの話を聞いている。東口図書館の開館予定は記載できるが、引渡後の工事の進捗状況が分からないので明確な開館日の記載は難しい。

佐々木委員 指定管理者の立場からすると、東口図書館の開館日は重要な部分である。指定管理者には人材確保などの問題もあるので募集段階で開館予定日を記載しておく必要があると思う。

遠藤副部長 募集の段階では開館予定日を記載せざるを得ないと考えているが、協定の締結までには開館日を確定することを説明したい。応募のあった事業者には同じ条件を提示した上でプロポーザル方式により決定してまいりたい。

図書館長 事業者の理解が得られるように公平性を持って条件を提示してまいりたい。

佐々木委員 東口図書館には図書館法上の図書館長が置かれるのか。また、図書館協議会は図書館長の諮問機関であるが、東口図書館と図書館協議会の関係はどうなるのか。

図書館長 現在、図書館長は中央図書館に1人置くのみと考えている。東口図書館には図書館法上の図書館長は置かずに図書館の責任者を置くことを考えている。

また、図書館長の諮問機関である図書館協議会と東口図書館の関係は指定管理者の評価とも関わるが、図書館協議会と評価機関が異なる方向を見ていることもおかしいので図書館長を通じて指定管理者を評価する仕組みを考えてまいりたい。

佐々木委員 中央図書館が指定管理者をコントロールする仕組みであれば、現行の図書館協議会が間接的に駅東口図書館の運営に関与できると思うが、そうでない場合、駅東口図書館に館長が置かれなくなると、諮問機関たる図書館協議会が置かれず、関与できないように思う。

また、指定管理業務の評価については、自己評価だけではなく、例えば市の管理職などで構成する評価組織を設置し、指定管理者の自己評価について審査するような仕組みを検討してもらいたい。

図書館長 今後、ご指摘を踏まえて評価の仕組みを考えてまいりたい。小田原市が東口図書館の方向性を示した上で指定管理者に能力を最大限に発揮してもらうための自由度の範囲をどこまで委ねるかという視点で仕様書を検討している。

佐々木委員 指定管理制度は、図書館の管理運営を包括的に指定管理者に代行させる制度であり、この制度を導入した以上、日常的業務を市が細かく指示することは指定管理者の裁量・自由度を狭めることとなるので、導入の趣旨に沿わないと思う。他方、図書館の運営についての最終的な責任は設置者である市が負うものであり、指定管理業務をモニタリングし、評価することは重要と思われることから、評価の仕組みづくりを検討してもらいたい。

益田副委員長 図書館と子育て支援という分野の異なる専門的な業務を担える事業者がいるのか、イメージできない。見通しを伺いたい。

図書館長 事業者が共同事業体を組んで応募することを想定している。海老名市の図書館では図書館運営を専門とする2つの事業者が共同で指定管理を担っている。指定候補者選定委員会では図書館と子育て支援センターの業務を担う事業者の配点の比重も検討のポイントになる。

益田副委員長 事業者間でも進め方が難しいと思う。

野口委員長 市が共同事業体に口を挟むことは競争を阻害するので事業者側が主体的に話し合っただけで応募することになる。

遠藤副部長 事業者の中には図書館運営を専門としながらも子育て部門を有する事業者もあるかもしれない。また、事業者の考え方で図書館運営を専門とする事業者が市内で子育て支援センターを運営している事業者に声を掛ける可能性もあると思う。

市としては、図書館と子育て部門の共同事業体としての代表者を決めて責任を持って運営してもらいたい。募集要項（資料5-1）は指定管理者の応募に必要な申請書類等をまとめたものである。共通業務仕様書（資料5-2）は施設の管理運営上の基本的な考え方をまとめたものであり、図書館管理運営業務仕様書（資料5-3）は東口図書館独自の管理運営業務等をまとめたものである。

大塚委員 図書館業務の責任者と子育て支援業務の責任者の他に、それぞれの施設を統括する責任者がいるということであるが、応募段階では共同事業体を組まずに応募できるのか。

遠藤副部長 共同事業体で応募する場合は、応募段階から図書館業務を担う事業者と子育て支援業務を担う事業者がそれぞれの役割、責任を明確にした上で事業体を組んで応募してもらいものである。市は事業者のマッチングは行わない。

図書館長 図書館業務の責任者は、施設全体の統括責任者を兼務することは可能である。図書館業務の責任者は図書館長に近い役割を果たすので図書館業務に精通していなければならない。統括責任者は図書館業務と子育て支援業務のマネジメント能力を有して対外的な問題に責任を持って対応してもらわなければならない。施設全体の責任を持

ってもらおう代表者として統括責任者を置くものである。

野口委員長 これまでの議論の中で同じフロアにそれぞれの施設の責任者がいるのであれば相互に連携した事業を展開することが重要であるという意見が出されてきたが、市は自主事業を実施してもらえればよいと考えているのか。

内田副館長 共通業務仕様書（資料5-2）の2ページに（6）自主事業の実施に関して述べており、自主事業として連携事業を実施していただいても構わないと考えているが、連携事業については、必須要件として（5）で「連携事業の実施に関すること」という別項目で述べている。これまで図書館業務と子育て支援業務を一括して指定管理者制度を導入する最大のメリットとして、連携事業の実施を全面的に押し出してきており、大事にしたい部分である。

馬見塚委員 東口図書館管理運営業務仕様書（資料5-3）の業務内容を見ると図書館の業務量の多さを再認識させられる。東口図書館のコンセプトの1つに利用者拡大があるが、事業者は契約金額に変動がないとすると利用者が拡大すればするほど収益が減少すると思うが、事業者は有料講演会や物品販売などの自主事業で収益を増やすことができるのか。

図書館長 指定管理者は雑誌やデジタルサイネージ等の広告スポンサー制度の活用をはじめ、作家さんの講演会と書籍販売をセットで行うことや同人誌の販売などで収益を増やすことが考えられる。また、指定管理者には東口図書館に人を集めるだけでなく、駅周辺の賑わいの創出も考えてもらいたい。

遠藤副部長 指定管理者には自主事業の拡大ということで、行政ができないことを実施してもらうことで収益の増加が考えられる。応募段階で自主事業に関する提案がされると思う。指定管理者の自主的な企画事業や東口図書館周辺の民間事業者との連携事業などで収益の増加が考えられる。5年間の指定管理契約のほかに年度協定を結ぶので見直しも可能であると思うが、契約金額に影響がある場合は市議会の理解を要する場合もあると思う。

馬見塚委員 事業者に頑張った分の見返りがあることを示せば良い事業者からの応募があると思う。

池田委員 図書館業務の副責任者と、その他職員の要件には司書資格を有することが記載されているが、図書館業務の責任者には図書館勤務の経験とリーダーシップを発揮する能力などが要件とされており、司書資格が要件とされていないことに違和感がある。責任者の具体的なイメージがあるのか。

図書館長 図書館法の改正により図書館長は司書資格を有する要件がなくなっている。他都市の事例では図書館業務を担う事業者と子育て支援業務を担う事業者をコーディネートする事業者を別に入れて施設を運営している自治体もある。責任者については図書館勤務が司書としての経験でなく、人事管理的な経験であってもよいと考えているが、

責任者を補佐して一般職員を指揮する役割を担う副責任者には司書資格を有していてももらいたいと考えている。

池田委員 東口図書館には、常時、どのくらいの人が常勤、非常勤を含めて従事するイメージを持っているのか。

図書館長 既に事業者ヒアリングを通じて人数はイメージしているが、混雑等の時間帯で職員の配置数を変更するなど事業者の考え方があると思うので、仕様書にはあえて記載していない。

池田委員 その他職員の配置要件に司書有資格者の割合は3割以上とし、開館中は常に2名以上の有資格者を配置するとあるが、どのような判断の背景があったのか。

図書館長 政令指定都市の事例では司書有資格者の割合が多いところで6割という図書館もあったが、利用者サービスの向上を図るために現状の市図書館での司書有資格者の配置数を上回ることで、開館中に司書一人では対応できない場合があることから2名以上の配置としたものである。

池田委員 常勤と非常勤の比率は仕様書に記載しないのか。仕様書のスタンダードな書き方があると思うが、あまり細かく仕様書を記載していくと事業者に敬遠されるかもしれない。指定管理者制度を安定的に運営している図書館からは「非常勤職員の扱いが難しい」と聞いており、職員の出入が多いと図書館運営に問題があるのではないかとと思われる。図書館は市民サービスを提供するマンパワーが重要であり、東口図書館はレファレンスサービスの充実を掲げているので図書館で働く方々がどのような環境で勤務できるかということが重要である。

野口委員長 司書の有資格者の割合が3割ということに疑問を持った。これまで指定管理を導入する理由として民間活力の導入、レファレンス等の専門性を強調してきたと思うが、専門性を強調するのであれば司書の有資格者の割合がもう少し高くてもよいと思う。有資格者の割合を4割、5割とするとハードルがあがるということか。

図書館長 司書資格を有してなくても本を熟知している方もおり、資格の有無だけでは職員の優劣の判断はつかないところもある。専門性という点で資格は尊重されるべきであるが図書館としては接遇や対人関係の構築などの能力も担保してまいりたい。

図書館利用者は司書の専門的な手助けを必要としない人が大多数であり、レファレンスの需要を掘り起こしたいところであるが、現状における図書館での司書の配置状況を踏まえて3割以上としたものである。本日、お伺いした「司書の有資格者の割合が3割以上では低い」というご意見については検討材料とさせていただきたい。

野口委員長 率直なところ、接遇や対人関係の構築が重要であることは理解できる。図書館業務を統括する責任者には「図書館勤務経験を有し」との記載がある。勤務経験も専門性を培うための重要な要素であると思うが、その他の職員の配置要件では勤務経験に言及しないのはなぜかという疑問があるので検討いただきたい。

池田委員 司書資格を取得するために多くの高校生が大学に進学するが、司書資格を取得しても就職できない生徒も多くいる。職に就いていないと資格はさびていく。志のある若者が地域の図書館で働けるチャンスがあればと思うので司書の有資格者の割合は高いほうがよい。

遠藤副部長 図書館業務に携わる職員が勤務経験と司書資格を有していることは利用者サービスの向上につながるので司書資格者の割合については情報を集めながら検討してまいりたい。また、常勤、非常勤にかかわらず、良い人材が長く勤務してもらえような書き方を検討させていただきたい。

佐々木委員 人材配置については指定管理料ともかかわることである。予算確保は図書館と財政部門とのせめぎ合いになると思うが、良い人材が集まるように指定管理料を確保してもらいたい。

遠藤副部長 本日の協議会での議論は財政部門との折衝でも伝えてまいりたい。

野口委員長 終了時刻が近づいてきたが、北河委員から何かご意見はあるか。

北河委員 資料は確認しているが、皆さんのご意見をお聞きし、改めて意見を申し上げたい。

大塚委員 海老名市の有馬図書館を視察した際に「指定管理者と行政で開催する月1回の打合せが大変重要である」との話を伺った。また、「料理本の作家さんの講演会にあわせて地場野菜を使った料理を実演してもらった際には多くの方々が関わった」との話を聞いて指定管理に対する考え方が変わった。

東口図書館の指定管理者とかもめ図書館との打合せ、連携に関する記載は仕様書（資料5-3）の6ページの「その他調整業務」や8ページの「その他の内部事務」などが該当するのか。

図書館長 大塚委員のご指摘のとおりである。指定管理者と市図書館との定期的な打合せや連携は非常に重要なことと考えている。

野口委員長 共通業務仕様書（資料5-2）及び小田原市立小田原駅東口図書館管理運営業務仕様書（資料5-3）に関する意見は6月10日までに事務局に提出してもらいたい。意見の提出とあわせて資料も返送してもらいたい。

7 その他

事務局から図書館協議会の意見等を反映して「小田原駅東口図書館の収集方針」をまとめたことと、小田原文学館特別展「坂口安吾ができるまで展」の開催とともに招待券の配布を案内した。

また、遠藤副部長から角田真美氏が市議会議員に当選されたことに伴い図書館協議会委員を辞任された経緯などを報告した。

次回の図書館協議会は令和元年8月30日（金）午後2時から、かもめ図書館で開催することとした。